

1. 建築物

[18]案内標示等(案内標示及び非常警報装置)

整備の基本的考え方

施設の円滑な利用及び緊急時などの安全かつ確実な利用のため、分かりやすく的確な案内標示や高齢者や障害者に配慮したきめ細かな情報提供を行なう。

整備基準

- (1) 案内標示を設ける場合においては、当該案内標示は、高齢者、障害者等が円滑に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとすること。
- (2) 非常警報装置を設ける場合においては、当該非常警報装置は、光、音その他の方法により視覚障害者及び聴覚障害者に非常事態を知らせることができるものとすること。

さらに望ましい基準

○解説

※設置箇所、表記方法等に配慮したもの：車いす使用者や子供の視線等に配慮して、利用しやすい高さに認識しやすい標示を行なうことや、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮して、音声、点字、図、文字などによる表示を併設したもの。

○配慮事項

・案内板

玄関付近には、施設全体を示す案内板を見やすく、かつ、通行の支障にならないように設置すること。敷地が広く、敷地内に複数の建物がある場合においては、敷地の出入口に施設全体の案内板及びその触知図（参考解説図参照）を設置すること。

玄関ホール内部には、建物内部の配置を示した触知図を設置することが望ましい。また、その他の案内標示には、点字標示を併設させることが望ましい。

文字や記号はできるだけ大きく、地板の色とのコントラストをつけること。また、車いす使用者の視線にも配慮すること。

照明は、逆光や反射ブレイクが生じないように配慮すること。

・非常時の設備

非常警報装置は、音(緊急音や誘導用放送など)、光(点滅装置)、文字などの複数の標示を行なえること。緊急時には、必要に応じて音声又は放送による誘導を行なうこと。

非常口には、段差を設けないこと。(やむをえない場合は傾斜路とすること)

避難口には、点滅型誘導灯や誘導装置付誘導灯を設けること。

防火扉は、車いす使用者の通行に支障のない構造とすること。

参考解説図

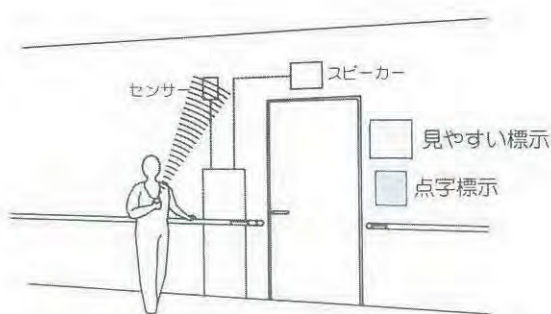
■案内装置の例



■車いす用案内装置の高さ

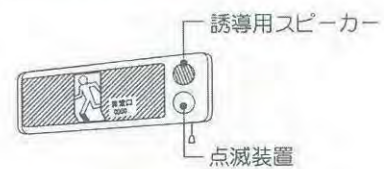


■音声誘導装置の例



■非常用誘導灯の例

点滅誘導音装置付誘導灯



点滅型誘導灯



既存設備に追加するパターン

